

ID: 3007

担当部署: 産業観光課

処分の概要	飼養鳥獣の登録(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第19条第1項		
法令番号	平成14年法律第88号		
<p><b>【基準】</b>                  法第19条第1項の規定による。                  (飼養の登録)</p> <p>第19条 第9条第1項の規定による許可を受けて捕獲をした鳥獣のうち、対象狩猟鳥獣以外の鳥獣(同項の規定により許可を受けて採取をした鳥類の卵からふ化させたものを含む。第22条第1項及び第84条第1項第7号において同じ。)を飼養しようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、第9条第4項に規定する有効期間の末日から起算して30日を経過する日までの間に飼養するときは、この限りでない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 22 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日